

鴨川市 ファミリー・サポート・センター 入会の手引き



鴨川市ファミリー・サポート・センター

所在地 〒296-0033 鴨川市八色887-1 ふれあいセンター 子ども支援課内
開設時間 月曜日～金曜日（午前8時30分～午後5時15分）
休業日 土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日、12/29～1/3
連絡先 鴨川市役所健康福祉部子ども支援課 幼保係 TEL 04-7093-7113
FAX 04-7093-7115

1 会員

会員には次の3種類があります。

提供会員(育児の援助を行いたい人)

依頼会員(育児の援助を受けたい人)

両方会員(提供・依頼会員の両方に登録をする人)

会員資格

ア 鴨川市内に住んでいること。(依頼会員は、市内在勤者を含む。)

イ 援助活動がボランティア精神に基づくことを理解し熱意があること。

ウ 提供会員は、20歳以上で、心身ともに健康で積極的に援助活動を行えること。

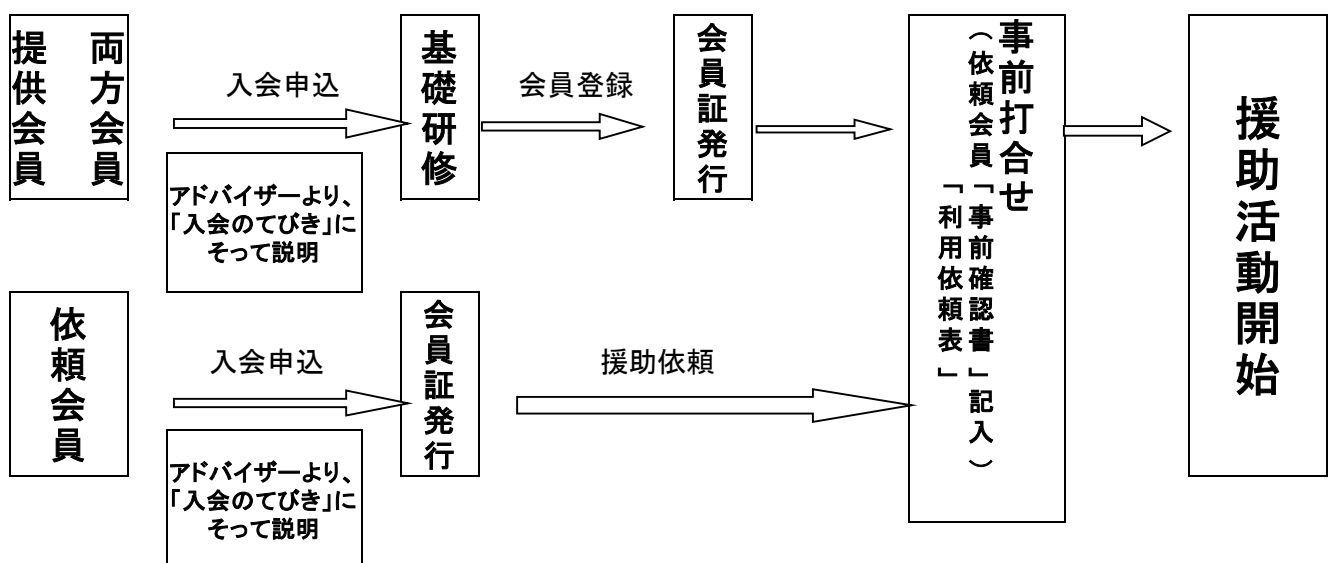
エ 依頼会員は、原則として生後6ヶ月以上小学校6年生までの子どもを養育していること。

オ センターの実施する説明会・研修会を受講することが出来ること。

2 入会手続き

- (1) 入会説明会を受講してください。
- (2) 入会申込書をセンターに提出してください。
- (3) 基礎研修会を受講してください。(提供会員・両方会員)
- (4) 後日会員証をお渡しします。

3 入会から相互援助活動開始



4 相互援助活動の内容

(1) 子どもが認定こども園、小学校、学童クラブなどに通っている場合

- ①保護者に代わって、送迎を行います。
- ②開始時間まで、または終了後子どもを預かります。
- ③休日など、臨時的に子どもを預かります。

(2) 冠婚葬祭や学校行事などの際、子どもを預かります。

(3) 美容院・買い物など外出の際、子どもを預かります。

(4) 保護者が、短時間あるいは臨時的に仕事に就く場合に、子どもを預かります。

(5) 保護者が、仕事などで保育できないときに臨時的に子どもを預かります。

※ この活動は、原則として午前6時から午後10時までです。

※ 子どもの預かりは、原則として、提供会員の自宅で行います。なお宿泊は行いません。

※ 身内同士の活動は、対象とはなりません。

(ファミリー・サポート事業は、親族の手助けを期待できない場合の援助活動です。)

※ 病気の子どもは、預かることが出来ません。

※ 相互援助活動は、依頼会員と提供会員の両者の合意によって成立しますので、必ず援助が受けられるものではありません。

5 依頼をするとき(依頼会員)

- (1) お手元に会員証を用意してセンターに援助依頼の連絡をしてください。
- (2) 援助依頼の連絡は援助を希望する日の2か月前から3日前までの間にお願いします。
- (3) センターは条件に合う提供会員を探し、見つかった場合は、依頼会員にお知らせします。
- (4) アドバイザーにより事前打合せ(依頼会員と提供会員)の日程調整を行います。
- (5) 事前打合せの日「事前確認書」により、細部までよく打合せをしてください。

打合せには「預かってもらうお子さん」も同席し、アドバイザー立会いで、ふれあいセンター子ども支援課で行います。

※ センターに援助依頼をするときは、①援助活動内容②子どもの名前③援助希望日・時間
④子どもを引き取る場所などを明確にしておいてください。

※ 援助活動は会員同士の合意によって成立する契約です。センターは、会員同士を仲介するのみであって、援助活動を行う当事者や援助活動を行う契約の当事者にはなれません。
したがって、援助活動中の事故や報酬の支払い等についてトラブルが生じた場合は、当事者間で解決することになります。なお、センターは援助活動中の事故に備えてファミリー・サポート・センター補償保険に加入しています。

6 依頼を受けるとき(提供会員)

- (1) センターは依頼会員から援助依頼の申し込みを受けた場合は、援助活動の内容や時間が、あらかじめ登録した内容と一致する提供会員に電話で連絡します。
- (2) 連絡を受けた提供会員は、援助活動の依頼を引き受けるかどうかを返答します。
(援助活動の依頼を引き受けるかどうかは提供会員の自由です。)
- (3) 提供会員から援助活動を引き受ける旨の返答があった場合は、センターから依頼会員に連絡をします。
- (4) アドバイザーにより事前打合せ(依頼会員と提供会員)の日程調整を行います。事前打合せは、ふれあいセンター内子ども支援課で、子ども同伴、アドバイザー立会いで実施します。その際、依頼会員が記入した「事前確認書」を利用し、時間や緊急連絡先、食事等についても疑問がなくなるまで充分に話し合ってください。
- (5) 保育施設等への送迎が含まれるときは必ず現地と一緒にいきその場所や道順も
しっかり確認をしておいてください。
送迎時には、必ず「会員証」を持参してください。
- (6) 約束の援助活動を行う時間がきたら、援助活動を実施し、終了後は依頼会員から報酬等を受け取り、援助活動報告書にサインをもらってください。援助活動報告書は翌月10日までにセンターに提出して下さい。

※ 援助活動は会員同士の合意で成立する契約です。事前打合せで依頼会員からの依頼を承諾すると契約は成立し、自由に契約を解除することは出来なくなります。
依頼を引き受けるかどうかは十分に検討した上で回答するようにして下さい。

7 援助活動の注意点

援助活動に当たっては、特に次の点に充分注意して下さい。

- (1) 約束した援助開始の時間に遅れないこと。
- (2) 約束した援助終了の時間(子どもの引き取り)に遅れないこと。
- (3) 依頼会員が、どうしても約束した援助終了時間に遅れてしまう場合は提供会員に連絡をとり承諾を得てから、援助時間を延長すること。
- (4) 報酬の計算などは決められたとおりに行うこと。わずかな時間の延長でも延長料金は発生します。
- (5) 報酬の支払いは、その日の活動の終了後に行い、連日の援助活動の予定があってもまとめて支払うことなどはしないこと。
- (6) 報酬の支払いは、子どもにわからないように配慮し、お釣りのないように封筒などに入れて行うこと。
- (7) 援助活動は、約束したことを誠実に行い、援助活動により知り得た他人の家庭事情等については、プライバシーを侵害したり秘密をもらしたりしないこと。
- (8) 援助活動中は、子どもの安全に充分注意すること。送迎中の交通事故や自宅の包丁・タバコの管理など。
- (9) 子どもの状態に異変が生じた場合は、直ちに保護者に連絡し、医師の診断を受けさせるかどうかを相談してください。
- (10) 援助活動は、子どもの保育を目的とするものです。家事などの依頼はできません。事前打合せで依頼した内容以外のことは、要求しないでください。
- (11) 薬の投薬を提供会員に依頼することはできません。
- (12) おやつや食事などは、依頼会員が用意するのが原則ですが、提供会員に用意してもらうときは、事前打合せで、内容や金額についてしっかり決めておきましょう。
- (13) 提供会員は、事前打合せに沿った援助活動をしましょう。良かれと思ってしたことが、思わぬ結果になることがあります。(おやつ・食事・・・アレルギー、散歩・・・事故)
- (14) 援助活動を行う場所は、原則として提供会員宅です。

8 報酬などの基準

報酬は、依頼会員から提供会員へ日々の活動終了後、お支払いください。
 なお、報酬以外に費用がかかることが想定される場合、必ず事前に依頼会員へ確認してください。

(1) 相互援助活動の報酬基準

- ・ 活動時間は、提供会員に子どもを引き渡してから引き取るまでの時間です。
- ・ 活動時間の中に援助活動のために提供会員が自宅をでてから戻るまでの時間も含まれます。

区 分	1時間あたりの金額
月～金曜日の7:00～19:00	700円
土・日・祝日及び年末年始・上記以外の時間	900円

援助活動実施時間は、午前6時から午後10時までです。

- * 1回の活動が、1時間に満たない場合は、1時間とみなします。
 1時間を越えて、援助時間が1時間に満たない端数の時間がある場合は、その端数の時間が30分以下であれば1時間の額の半額とし、30分を超える1時間までの場合は、1時間とします。
- * 提供会員が、事前打合せで決めていた交通費や食事代等を負担した場合は、事前打合せで決めた額を報酬と合わせて支払ってください。
- * 同一世帯内の2人目からは、半額とします。
- * 午前・午後7時をまたいでの活動は、1時間あたりの報酬金額が変わりますので、7時までの時間でいったん清算して、午後7時からの時間を加算します。
 (例) 18:40 ～ 20:20までお預かりした場合

$$\frac{350\text{円}}{7\text{時まで}30\text{分ぶん}} + \frac{900\text{円} \times 1.5\text{時間}}{7\text{時から}1\text{時間半ぶん}} = 350 + 1350 = 1700\text{円}$$

(2) キャンセルした場合は、次の金額を依頼会員がキャンセル料として支払います。

区 分	支 払 額
前日までの取消	無 料
当日(開始予定時間まで)	予定報酬金額の半額
当日(開始予定時間以降)・無断取消	予定報酬金額の全額

- * キャンセル料は、できるだけ当日中にお支払いください。

(3) 子どもの送迎などにかかる費用(交通手段を利用した場合は、次の金額を依頼会員が支払います。(事前に依頼会員に確認してください。))

区 分	支 払 額
タクシー・公共交通機関などを利用した場合	実 費
自 転 車	無 料

9 補償保険の加入

援助活動は会員同士の合意によって成立した契約に基づくため、援助活動中に生じた事故は、当事者間で解決していただくこととなりますが、市では会員の相互援助活動中の事故に備え、女性労働協会の「ファミリー・サポート・センター補償保険」に加入しています。相互援助活動中に生じた事故については、この保険の範囲内で補償されます。

センターは保険請求の手続きや解決のための助言を行います。

種 類	内 容	具体的事例
提供会員傷害保険	会員がセンターの調整による援助活動中において傷害を被った場合に補償されます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員が子どもの食事を調理中にやけどをした。 ・ 会員が子どもを預かりに行く途中交通事故にあつてけがをした。
依頼子供傷害保険	依頼会員の子供が援助を受けている間に傷害を被った場合、提供会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依頼会員の子供が階段から落ち、けがをした。
賠償責任保険	会員が援助活動中、過失により第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償するものです。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提供会員の不注意でお湯がこぼれ子どもに大やけどをさせてしまったことにより賠償請求を受けた場合。 ・ 提供会員が提供した食事やミルクが原因で、子どもが食中毒を起こしたことにより賠償請求を受けた場合。

※ センターを通さないで行われた援助活動は、事故が生じても保険の対象になりません。

※ 援助活動を行った会員同士が親族関係にあった場合は、事故が生じても保険の対象になりません。

※ 子どもが提供会員宅の家具等を壊した場合は、保険は適用されません。

事故が起きた場合の対応

- (1) 提供会員は、依頼会員・センターに連絡をする。
- (2) 関係者(被害者・加害者)がいるときは、住所・氏名等を確認する。
- (3) 現場の写真や壊れた物品を保存する。
- (4) 交通事故の場合は、必ず警察に連絡し、事故証明書を取ってください。
- (5) 状況に応じて、医師の診断を受け領収書を保存する。

保険の補償内容について

	事 由	補償額	備 考
提供会員傷害保険	死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
	後遺障害	500万円～20万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
	入院(1日)	3,000円	事故日より180日以内を限度
	通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度
依頼子供傷害保険	死亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
	後遺障害	300万円～12万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
	入院(1日)	3,000円	事故日より180日以内を限度
	通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度
賠償責任保険	1事故につき	2億円	

10 その他

- (1) センターの脱会を希望される時は、会員証をお持ちになりセンター窓口までお越しください。
- (2) ファミリー・サポート・センターは、有償のボランティア組織です。
会の決まりやルールを守れない方は、退会していただくこともあります。
- (3) 援助活動についての疑問は、センターに遠慮なくお問い合わせください。
- (4) 制度についての疑問は、センターに遠慮なくお問い合わせください。

最後に、「ありがとう、助かりました。」という感謝の気持ちと
「どういたしまして、またどうぞ。」という思いやりの気持ちを忘れずに!!